

令和5年度

筑前町 3D 都市モデル作成業務

公募型プロポーザル実施要領

令和4年12月

筑前町 都市計画課

1. 目的

本業務は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業を活用し、筑前町都市計画基本図の修正、3D都市モデルの作成、ユースケースの開発をすることで、筑前町の土地利用の促進及び防災リスクの軽減を図ることを目的として導入するものである。筑前町地勢、実情をふまえた企画提案を行うことができる事業者のうちから公平かつ適正に優先交渉権者の選定を行うため、公募型プロポーザル方式によるものとする。業務の実施体制、専門技術の熟練度、地域住民の活用、町行政の展望他企画提案内容を総合的に評価し、最適な優先交渉権者の選定を行います。

2. 業務概要

- | | |
|----------|---|
| (1)業務名 | 筑前町 3D 都市モデル作成業務 |
| (2)業務内容 | 「筑前町 3D 都市モデル作成業務特記仕様書」のとおり |
| (3)委託期間 | 契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）まで |
| (4)予算限度額 | ¥ 30,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※提案価格(参考見積)が予算限度額を超える場合は失格とする。 |
| (5)選定方法 | 公募型プロポーザル方式とし、書類及びプレゼンテーション審査ならびにヒアリングにより優先交渉権者を決定する。 |
| (6)契約方法 | 国補助金交付決定後、決定した優先交渉権者と随意契約とする。 |

3. 契約までの日程

選定に係る日程は、次のとおりとする。ただし、日程は予定とし、状況により前後する可能性があるものとする。

項目	日時
参加表明書(様式第 1 号)の提出期限	令和 5 年 1 月 16 日（月）17 時まで
選定通知書及び提案要請書の送付	令和 5 年 1 月 23 日（月）まで
仕様に関する質問受付期間	令和 5 年 2 月 10 日（金）17 時まで
質問回答日	令和 5 年 2 月 17 日（金）まで
提案書の提出期限	令和 5 年 3 月 3 日（金）17 時（都市計画課必着）
プレゼンテーション参加通知	令和 5 年 3 月 10 日（金）まで
プレゼンテーションの開催	令和 5 年 3 月 20 日（月）
優先交渉権者の決定・審査結果の公表	決定後、筑前町 HP にて公表する
契約の締結	令和 5 年 4 月予定

【重要】

新型コロナウイルス感染症対策により、プレゼンテーションを行わない場合は企画提案書に対する書類審査のみとし、必要に応じて書面での質疑応答を行う。

4. 事務担当部署

筑前町 都市計画課 都市計画係
住所 〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地
電話番号 0946-42-6641 (直通)
FAX 番号 0946-42-2011
E-mail toshikei@town.chikuzen.fukuoka.jp
担当者 熊本

5. 参加表明書の提出

本業務に係るプロポーザルに参加意思がある場合は、以下のとおり参加表明書及び暴排条例に係る誓約書を提出すること。

- (1)提出様式 参加表明書(様式第1号)、暴排条例に係る誓約書(様式第1号-1)
- (2)提出期限 令和5年1月16日(月)17時まで(必着)
- (3)提出場所 筑前町都市計画課
- (4)提出方法 持参又は郵送により提出すること
- (5)提出部数 1部

6. 質問書の提出

仕様に関する質問は、趣旨及び内容を記載の上、電子メールにて提出することとし、提出した旨を電話にて事務局へ連絡すること。なお、質問内容及び回答については、事務局から参加者全員に電子メールにて回答する。

- (1)提出様式 質問書(様式第2号)
- (2)提出期限 令和5年2月10日(金)17時まで
- (3)提出方法 電子メール：toshikei@town.chikuzen.fukuoka.jp

7. 提案書の提出

本業務に係る提案書の提出は、以下のとおりとする。

- (1)提出期限 令和5年3月3日(金)17時(必着)
- (2)提出部数 8部(内、押印した正本を1部、押印の無い副本を7部とする)
- (3)提出場所 筑前町都市計画課
- (4)提出方法 持参又は郵送により提出すること
- (5)提案書の内容
 - ①表紙(様式第3号-1)
 - ・提案書の表紙に本件の提出者、連絡担当者等の事項を記載すること。
 - ②会社概要、同種及び類似業務の実績(様式第3号-2)
 - ・法人の名称、所在地、代表者の氏名、企画提案担当者の所属・役職・氏名・連絡先、取得してい

る各種登録について記載すること。

- ・各種資格等の保有を証明する資格証の写しを添付すること。
- ・過去 10 年間（平成 22 年度以降）における本業務と同種又は類似する業務の実績、かつ、国・地方公共団体が発注する業務の実績を具体的に記載すること。また、業務の実績を証する書類として、契約書の鑑及び業務内容が分かる特記仕様書等を添付すること。
- ・同種業務と類似業務の定義は、以下のとおりとする。

同種業務：国交省都市局の Project PLATEAU に準じた 3D 都市モデル整備もしくは、その他
地方公共団体における 3D 都市モデル整備

類似業務：国又は地方公共団体における都市計画基本図の作成又は修正業務

③配置予定の管理技術者及び照査技術者（様式第 3 号-3）

・本業務に配置を予定する管理技術者及び照査技術者を指定し、その資格、経歴等を具体的に記載すること。

④企画提案書の各提案事項（様式第 3 号-4）

- ・本業務における提案の全体像（実施方針、実施体制、実施フロー及び工程表）は、A4 サイズ 2 枚、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載すること。
- ・次の 4 つの特定テーマは、1 テーマにつき A4 用紙 2 枚を上限とし、フォントサイズ 10.5 ポイント以上で記載すること。

テーマ 1：「都市計画基本図修正・3D 都市モデルの作成」

テーマ 2：「ユースケース開発；災害リスクの可視化」

テーマ 3：「ユースケース開発；都市計画・まちづくり検討資料の作成」

テーマ 4：「3D 都市モデルの公開方法及び庁内利用について」

⑤提案価格見積書（任意様式）

- ・都市計画基本図の修正に係る経費、3D 都市モデルの作成に係る経費、ユースケースの開発に係る経費の内訳が分かる見積書とすること。また、整備後のメンテナンス・保守等の維持に係る費用の内訳が分かる見積書を併せて提出すること。

8. 審査方法

(1)書類審査

筑前町が設置する「筑前町 3D 都市モデル作成業務事業者選定審査会（以下「審査会」という。）」において企画提案書の書類審査を行い、プレゼンテーション参加事業者を選定し通知する。プレゼンテーション参加事業者数は最大 3 者とする。

(2)プレゼンテーション審査

審査会において提案書類、プレゼンテーションの内容を次のとおり審査し、選定する。なお、審査の詳細については、審査会で決定する。

- ①プレゼンテーションは 30 分以内とし、質疑応答を 10 分程度行うものとする。
- ②感染防止対策を鑑み、参加者は各事業者 4 名以内とする。

- ③プレゼンテーション及び質疑応答時の発言については、提案と同等の取扱いとする。
- ④プレゼンテーションは提案書の内容を逸脱しないこと、また、追加資料は認めない。
- ⑤プレゼンテーションに必要な資機材は各事業者で準備すること。

9. 優先交渉権者の選定

(1)優先交渉権者の選定方法

審査委員により提案内容の評価を行い、最も評価点が高かった者を優先交渉権者とする。また、次に評価点が高かった者を次点者とする。

(2)結果の通知・公表

選定結果は、次のとおり筑前町ホームページに掲載するとともに、各事業者へ通知を郵送する。

- ・優先交渉権者及び次点者：提案者名及び評価点
- ・上記以外の者：評価点

なお、選定結果に対する異議申し立て、プロポーザル参加者に関する情報、プロポーザルの採点基準、評価点の内訳等に関する問合せは一切受け付けない。

10. 契約方法

(1)契約の締結

- ①優先交渉権者の決定後は、優先交渉権者より改めて見積書を徴し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、双方合意の上、委託限度額の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。
- ②前項の交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとする。
- ③本プロポーザルは、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の活用を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる業務である。従って交付申請が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本提案を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しないものとする。

11. 留意事項

- (1)提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。また、提案された提案書等は返却しない。
- (2)提案書提出後の加除修正は認めない。
- (3)提案書や選定結果（不採用となった参加者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本プロポーザル選定期間中は、開示の対象としない。
- (4)本プロポーザルに関連し、知り得た情報については、筑前町の承諾を得ることなく第三者に漏

らしてはならない。

- (5)筑前町は、受領した提案書を本業務の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (6)提案書等の提出後、筑前町の判断により内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (7)提案書等の記述が、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8)本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、筑前町ホームページに掲載するものとする。

筑前町 3D 都市モデル作成業務 評価基準（参考）

《書類審査》・・・満点 150 点

評価項目	評価の着眼点		判断基準	配点
提出者の経験及び能力	資格条件	ISO 認定状況等	公的認証の取得状況	3
	業務精通度	成果の確実性	過去 10 年間における国又は地方自治体からの同種業務の実績	6
		成果の確実性及び地域精通度	福岡県内での過去 10 年間における国又は地方自治体からの類似業務の実績	6
配置予定技術者の評価	管理技術者	技術者資格	技術者資格その他専門分野の内容	2
	照査技術者		技術者資格その他専門分野の内容	2
	いずれかの配置技術者	業務執行技術力	過去 10 年間における国又は地方自治体からの同種業務の実績	3
			過去 10 年間における国又は地方自治体からの類似業務の実績	3
参考見積	コストの妥当性	初期投資額	各社比較による。提示した予算限度額を超えている場合、業務規模と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して不適切だと認めた場合は失格とする	10
		維持管理費用	各社比較による。業務規模と大きくかけ離れている場合、又は提案内容に対して不適切だと認めた場合は失格とする	10
実施方針、実施体制、実施フォロー、工程表、その他	業務理解度		目的、条件及び内容の理解度が高い場合に評価する	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に評価する		10
		町が進捗状況を把握するに適した工程計画の妥当性が高い場合に評価する		10
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ 1 (都市計画図修正、3D 都市モデル作成について)	航空写真調達、都市計画図修正への有効性	航空写真調達、都市計画基本図修正において本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
		3D 都市モデル作成への有効性	3D 都市モデル作成において本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
	特定テーマ 2 (災害リスクデータ作成)	災害リスクデータ作成	データ作成において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15

	特定テーマ 3 (都市計画・まちづくり検討資料の作成)	都市計画データ作成	データ作成において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
	特定テーマ 4 (3D 都市モデルの公開方法及び庁内利用について)	導入後の利活用への有効性	システム導入において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15

《プレゼンテーション審査》・・・満点 100 点

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
プレゼンテーション	取組姿勢	業務に対する意欲や熱意が感じられる場合に評価する	5
	提案力	明快かつ説得力ある提案を行っている場合に評価する	5
	創意工夫	プレゼンテーションに創意工夫が感じられる場合に評価する	5
	保守・運用	導入後のシステム保守・サポートについて評価する	5
	質疑応答	質疑に対する回答が明確である場合に評価する	5
実施方針、実施体制、実施フロー、工程表、その他	業務理解度	目的、条件及び内容の理解度が高い場合に評価する	10
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に評価する	5
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ 1 (都市計画図修正、3D 都市モデル作成について)	航空写真調達、3D 都市モデル作成において本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
	特定テーマ 2 (災害リスクデータ作成)	データ作成において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
	特定テーマ 3 (都市計画・まちづくり検討資料の作成)	データ作成において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15
	特定テーマ 4 (3D 都市モデルの公開方法及び庁内利用について)	システム導入において、本町にとって有効な提案がある場合に評価する	15